

鳥取市水道局発注工事における現場代理人の常駐義務の緩和措置について

鳥取市水道局

現場代理人の常駐義務の緩和措置について、次のとおり実施します。

1 対象工事

鳥取市水道局発注工事及び業務（以下「工事等」という。）のうち、以下の条件を全て満たすものについて、合計3件まで現場代理人の兼務を認める。

- (1) 兼務の対象となる各工事等の請負代金額が、いずれも4,000万円（建築一式工事の場合は8,000万円）未満であること。
- (2) 請負代金額1,500万円以上の工事等が、1件までであること。
- (3) 兼務をさせようとする現場代理人が、他の工事等で建設業法（昭和24年法律第100号）第26条第3項の規定による専任を要する主任技術者又は監理技術者となっていないこと。

2 対象工事の特例

鳥取市水道局以外の発注工事の現場代理人との兼務については、工事現場が近接であり、施工に当たり相互に調整を必要とするなど、関連性があると担当課（所）長が認める工事において、当該発注者の承認を得ている場合のみ認める。この場合、兼務を認める対象工事の3件のうちの1件として取り扱うこととする。

3 適用日

令和2年7月1日以降に公告、指名の通知又は見積りの依頼（以下「入札の通知」という。）を行う工事等から適用する。

ただし、適用日以前に入札の通知を行った工事等についても、対象工事の条件を満たし、各工事等の担当課（所）長が認めた場合には、所定の手続きを行うことにより兼務を認める。

4 新たに専任の現場代理人の配置が必要となる場合

- (1) 変更契約により、現場代理人を兼務している工事等のうち、いずれかの請負代金額が4,000万円（建築一式工事の場合は8,000万円）以上となった場合
- (2) 現場代理人が他の工事等の主任技術者又は監理技術者となっている場合で、変更契約により当該他の工事等が建設業法第26条第3項の規定による主任技術者又は監理技術者の専任を要する工事等となった場合
- (3) 現場の運営又は安全管理に支障が生じたこと等により、現場代理人の兼務を継続することが不相当と担当課（所）長が認めた場合

5 施工管理等

工事等の施工管理については、次の各号を遵守すること。

- (1) 現場代理人は、兼務する全ての工事等の監督員と常時連絡がとれる体制を確保すること。

- (2) 現場代理人は、兼務するいずれかの現場に駐在することとし、工事等の運営及び取締りを徹底すること。
- (3) 現場代理人が現場を離れる際には、必要に応じて代行者を配置するなど、安全管理の対策を図るとともに、発注者が求めた場合には速やかに現場へ向かえる体制を確保すること。

6 留意事項

- (1) 受注者は、現場代理人の兼務配置により、安全管理の不徹底に起因する事故を起こしたり、工程が遅延したりする事のないよう努めること。
- (2) 変更契約により、現場代理人を兼務している工事等のうち2件以上の請負代金額が1,500万円以上となった場合は、そのうち1件についてのみ兼務を継続することができる。この場合は、それ以外の工事等については現場代理人を新たに配置しなければならない。
- (3) 発注者が、安全管理上の理由、工事等の難易度及び施工内容等により、兼務が適当でないと判断する工事等は、入札の通知書にその旨を記し、兼務を認めないものとする。

7 手続き

- (1) 受注者は、現場代理人を兼務させようとする場合において、現場代理人兼務届（様式第1号）に兼務の対象となる各工事等の位置図及び工程表を添付し、各工事等の担当課（所）長に提出すること。
- (2) 現場代理人の兼務状況に変更があった場合又は兼務を解除する場合（兼務の対象となっているいずれかの工事等が完成した時も含む。）は、現場代理人兼務状況変更届（様式第2号）を各工事等の担当課（所）長に提出すること。

8 その他

本措置の実施に伴い、「鳥取市水道局発注工事における現場代理人の兼務について」は廃止する。

問い合わせ先 鳥取市水道局工務課管理係 電話：0857-53-7942（直通）

現場代理人兼務届

(宛先) 鳥取市水道事業管理者 様

工事担当 (課・所)

(受注者) 住 所

商号又は名称

代表者氏名

下記の工事について、現場代理人を兼務させたいので届け出ます。

なお、兼務する工事については、安全管理及び工程管理に万全を期し、万一施工が不適切と判断されたときは、兼任の解除を指示されても何ら異議を申し立てません。

記

1 兼務させる現場代理人氏名

氏 名	
緊急時連絡先	(携帯電話番号等)

2 現場代理人を兼務させる工事

工 事 名			
工 事 場 所			
工 期	年 月 日 から	年 月 日	
請 負 代 金 額			
発 注 担 当 課		監 督 員	

工 事 名			
工 事 場 所			
工 期	年 月 日 から	年 月 日	
請 負 代 金 額			
発 注 担 当 課		監 督 員	

工 事 名			
工 事 場 所			
工 期	年 月 日 から	年 月 日	
請 負 代 金 額			
発 注 担 当 課		監 督 員	

《添付書類等》

兼務の対象となる各工事の位置図及び工程表を添付し、各工事の担当課（所）長に提出してください。

現場代理人兼務状況変更届

(宛先) 鳥取市水道事業管理者 様

工事担当 (課・所)

(受注者) 住 所

商号又は名称

代表者氏名

下記の工事について、現場代理人の兼務の状況に変更が生じたので届け出ます。

記

1 兼務を行っている現場代理人氏名

氏 名	
-----	--

2 現在兼務している工事 (引き続き現場代理人として従事する工事の解除理由は記入不要)

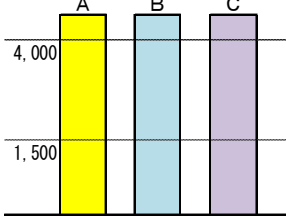
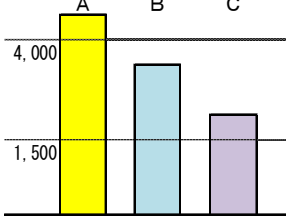
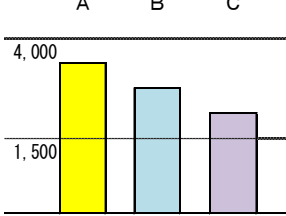
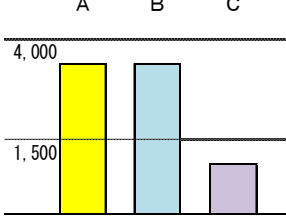
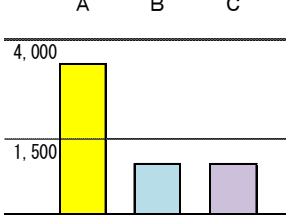
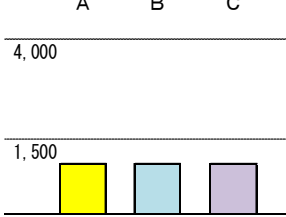
工 事 名			
工 事 場 所			
工 期	年 月 日 から	年 月 日	
請 負 代 金 額			
兼務解除の理由	<input type="checkbox"/> 工事の完成 <input type="checkbox"/> その他 ()		
発 注 担 当 課		監 督 員	

工 事 名			
工 事 場 所			
工 期	年 月 日 から	年 月 日	
請 負 代 金 額			
兼務解除の理由	<input type="checkbox"/> 工事の完成 <input type="checkbox"/> その他 ()		
発 注 担 当 課		監 督 員	

工 事 名			
工 事 場 所			
工 期	年 月 日 から	年 月 日	
請 負 代 金 額			
兼務解除の理由	<input type="checkbox"/> 工事の完成 <input type="checkbox"/> その他 ()		
発 注 担 当 課		監 督 員	

※各工事の担当課 (所) 長に提出してください。

鳥取市水道局発注工事における現場代理人の常駐義務の緩和措置について(配置例)

No.	ケース	兼務	
①	3件とも4,000万円以上		×
②	3件のうちいずれかが4,000万円以上		×
③	3件とも1,500万円以上4,000万円未満		×
④	3件とも4,000万円未満 うち2件が1,500万円以上		×
⑤	3件とも4,000万円未満 うち1件が1,500万円以上		○
⑥	3件とも1,500万円未満		○